

## 開発行為許可等に係る申請手数料一覧表

### ①開発行為許可申請（法第 29 条関係）

内 容	開発区域の面積	手数料額
主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合	0.1ha 未満	8,600 円
	0.1ha 以上 0.3ha 未満	22,000 円
	0.3ha 以上 0.6ha 未満	43,000 円
	0.6ha 以上 1.0ha 未満	86,000 円
	1.0ha 以上 3.0ha 未満	130,000 円
	3.0ha 以上 6.0ha 未満	170,000 円
	6.0ha 以上 10.0ha 未満	220,000 円
	10.0ha 以上	300,000 円
主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合	0.1ha 未満	13,000 円
	0.1ha 以上 0.3ha 未満	30,000 円
	0.3ha 以上 0.6ha 未満	65,000 円
	0.6ha 以上 1.0ha 未満	120,000 円
	1.0ha 以上 3.0ha 未満	200,000 円
	3.0ha 以上 6.0ha 未満	270,000 円
	6.0ha 以上 10.0ha 未満	340,000 円
	10.0ha 以上	480,000 円
その他の場合	0.1ha 未満	86,000 円
	0.1ha 以上 0.3ha 未満	130,000 円
	0.3ha 以上 0.6ha 未満	190,000 円
	0.6ha 以上 1.0ha 未満	260,000 円
	1.0ha 以上 3.0ha 未満	390,000 円
	3.0ha 以上 6.0ha 未満	510,000 円
	6.0ha 以上 10.0ha 未満	660,000 円
	10.0ha 以上	870,000 円

※ 内容が「自己用」「その他」の両方にまたがる場合は、「その他」の手数料額によること。  
 なお、「自己の居住の用」「自己の業務の用」の両方にまたがる場合は、「自己の業務の用」の手数料額によること。

### ②開発行為変更許可申請（法第 35 条の 2 関係）

内 容	手数料額
(ア) 開発行為に関する設計の変更（(イ)のみに該当する場合を除く。）	開発区域の面積（(イ)に掲げる変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積）に応じ、①に定める金額に相当する額に 10 分の 1 を乗じて得た額
(イ) 新たな土地の開発区域への編入に係る法第 30 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項の変更	新たに編入される開発区域の面積に応じ、①に定める金額に相当する額
(ウ) その他の変更	10,000 円

※ 変更の内容に応じ、870,000 円を限度額として (ア) ～ (ウ) を組み合わせ、手数料額を決定する。ただし、設計の変更と不可分のその他の変更が行われる場合は (ア) のみ、可分の場合は (ア) 及び (ウ) を合算して手数料額を決定する。

※ 「(ウ) その他」に該当するものは次に掲げるものである。

ただし、設計の変更に伴い次の変更が不可分で併せて行われる場合には、「(ア) 設計の変更」に含めて取り扱う。

1	公共施設の管理者及び土地の帰属に関する事項の変更
2	予定建築物等の用途の変更
3	工区の変更
4	資金計画の変更
5	工事施行者の変更
6	確定測量による変更
7	設計者の変更（開発区域が1ha以上のもの）

③完了公告前建築等承認申請（法第37条第1号関係）

内容	公告に係る開発区域の面積	手数料額
主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為に係る開発区域内における建築等の場合	0.1ha 未満	1,000円
	0.1ha 以上 0.3ha 未満	2,500円
	0.3ha 以上 0.6ha 未満	4,900円
	0.6ha 以上 1.0ha 未満	9,700円
	1.0ha 以上 3.0ha 未満	14,500円
	3.0ha 以上 6.0ha 未満	19,400円
	6.0ha 以上 10.0ha 未満	24,200円
	10.0ha 以上	33,900円
住宅以外の建築物で主として自己の業務の用に供するものの建築又は主として自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為に係る開発区域内における建築等の場合	0.1ha 未満	1,500円
	0.1ha 以上 0.3ha 未満	3,400円
	0.3ha 以上 0.6ha 未満	7,300円
	0.6ha 以上 1.0ha 未満	13,600円
	1.0ha 以上 3.0ha 未満	22,300円
	3.0ha 以上 6.0ha 未満	30,000円
	6.0ha 以上 10.0ha 未満	37,700円
	10.0ha 以上	53,200円
その他の場合	0.1ha 未満	9,700円
	0.1ha 以上 0.3ha 未満	14,500円
	0.3ha 以上 0.6ha 未満	21,800円
	0.6ha 以上 1.0ha 未満	29,000円
	1.0ha 以上 3.0ha 未満	43,500円
	3.0ha 以上 6.0ha 未満	57,100円
	6.0ha 以上 10.0ha 未満	73,500円
	10.0ha 以上	97,600円

④市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請

内容	手数料額
法第41条第2項ただし書（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築の許可の申請	46,000円

⑤予定建築物等以外の建築等許可申請

内容	手数料額
法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請	26,000円

⑥開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請

内容	開発区域の面積	手数料額
法第43条の規定に基づく建築等の許可の申請	0.1ha 未満	6,900円
	0.1ha 以上 0.3ha 未満	18,000円
	0.3ha 以上 0.6ha 未満	39,000円
	0.6ha 以上 1.0ha 未満	69,000円
	1.0ha 以上	97,000円

※ 既存建築物の増築で、敷地増を伴う場合、法第 43 条の規定に基づく建築等の許可の申請手数料額の算定の際の敷地については、増加後の敷地全てを対象とする。

⑦開発許可を受けた地位の承継の承認申請

内容等		手数料額	
法第 45 条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請	自己用（居住用）		1,700 円
	自己用（業務用）	1ha 未満	1,700 円
		1ha 以上	2,700 円
	その他		17,000 円

⑧開発登録簿の写しの交付

内容		手数料額
法第 47 条第 5 項（法第 34 条の 2 第 2 項（法第 35 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	交付時に土地利用計画図を添付しない場合	1 通につき 400 円
	交付時に土地利用計画図を添付する場合	1 通につき 800 円

⑨開発許可等不要証明

内容	手数料額
都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 60 条第 1 項の規定に基づく証明書の交付	1 通につき 4,600 円

⑩建築許可等諸証明

内容	手数料額
法第 43 条の規定に基づく建築許可又は都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 73 号）第 1 条の規定による改正前の法第 43 条第 1 項第 6 号ロの規定に基づく建築許可不要宅地の確認に関する台帳記載事項証明書の交付	1 通につき 400 円

⑪優良宅地造成認定申請

内 容	開発区域の面積	手数料額
租税特別措置法第 28 条の 4 第 3 項第 5 号イ若しくは第 63 条第 3 項第 5 号イ又は第 31 条の 2 第 2 項第 14 号ハ若しくは第 62 条の 3 第 4 項第 14 号ハの規定に基づく優良宅地造成認定	0.1ha 未満	86,000 円
	0.1ha 以上 0.3ha 未満	130,000 円
	0.3ha 以上 0.6ha 未満	190,000 円
	0.6ha 以上 1.0ha 未満	260,000 円
	1.0ha 以上 3.0ha 未満	390,000 円
	3.0ha 以上 6.0ha 未満	510,000 円
	6.0ha 以上 10.0ha 未満	660,000 円
	10.0ha 以上	870,000 円